





【担当課別事業一覧】

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
1	園内研修支援事業	幼保	○	○	○	1	5		
2	園評価支援事業	幼保	○						
4	保幼小連携・継続推進支援事業	幼保	○						
5	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	○	○					
6	多機能型保育支援事業	幼保	○						
7	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	幼保	○	○					
8	特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	幼保	○						
9	親育ち支援啓発事業	幼保	○	○	○	1	6		
10	基本的な生活習慣向上事業	幼保	○						
12	スクールソーシャルワーカー活用事業(就学前)	幼保	○						

2

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
3	基本研修	幼保・教セ	○	○	○	1	5		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
11	家庭教育支援基盤形成事業	生涯	○						
35	地域学校協働活動推進事業	生涯	○	○				○	
38	PTA活動振興事業	生涯	○	○	○				
40	自然体験活動の推進	生涯	○						
41	社会教育振興事業	生涯	○	○					
42	青少年教育施設振興事業	生涯	○						
43	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	○			1	20		
46	生涯学習活性化推進事業	生涯	○						
47	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	○	○				○	

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
13-1	人権教育推進事業(人権教育研究指定校事業)	人権	○	○	○	1	7		
13-2	人権教育推進事業(人権教育主任連絡協議会等)	人権	○	○	○	1	14		
13-3	人権教育推進事業(人権学習学校支援事業)	人権	○	○	○	1	16		
13-4	人権教育推進事業(PTA人権教育研修への支援)	人権	○	○	○	1	19		
13-5	人権教育推進事業(高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会)	人権	○	○	○	1	20		
13-6	人権教育推進事業(社会教育主事等研修)	人権	○	○	○	1	21		
14	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	○	○	○				
20	いじめ防止対策等総合推進事業	人権	○	○	○	1	10	○	
24	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	○			1	11		
34	生徒指導主事会(担当者会)	人権	○		○	1	18		
37	教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	人権	○						
53	不登校担当教員配置校サポート	人権	○		○	1	13		○

10

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
26	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ	○						
27	校内支援会サポート事業	人権・心セ	○			1	13		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
15	道徳教育実践充実プラン	小中	○	○	○	1	8		
36	コミュニティ・スクール推進事業	小中	○						○

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
17	ソーシャルスキルアップ事業	高等	○	○	○	1	8		
18	キャリアアップ事業	高等	○						
30	地域協働学習の推進	高等	○						
45	定時制教育の充実	高等	○						
48	学習支援員事業	高等	○						
49	学力向上推進事業	高等	○						

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
16	キャリア教育強化プラン	小中・高等	○					○	
23	文化部活動指導員・支援員の活用	小中・高等	○		○				○
44	中学校夜間学級設置促進等推進事業	高等・小中	○						

0

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
19	特別支援教育セミナー	教セ	○	○	○	1	9		
31	管理職等育成プログラム	教セ	○	○	○	1	16		
32	若年教員育成プログラム	教セ	○	○	○	1	17		
33	中堅教諭等資質向上研修	教セ	○	○	○	1	17		

4

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
21	県立学校運動部活動活性化事業	保体	○						○
22	運動部活動指導員配置事業	保体	○			1	11		
39	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体	○						○
50	食育推進支援事業	保体	○						○

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
25	心の教育センター相談支援事業	心セ	○			1	12		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
28	防災教育推進事業	学安		○		1	15		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
29	キャリア教育・就労支援推進事業	特支	○			1	15		○
51	小、中学校における切れ目のない支援体制の構築推進	特支	○		○			○	
52	高等学校における特別支援教育の推進	特支	○		○	1	22	○	

2

高知県人権教育推進プラン(令和2年改定版)に関わる各課事業(抽出)の令和2年度進捗状況(事業別進捗シート)

1 就学前教育の取組

令和2年度7月現在

1-① 教育・保育内容の充実

【取組の指針】

一人一人の子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていると感じられるようなかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育・教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
1	<p>園内研修支援事業 (幼保支援課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため</p>	<p>◇保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。</p> <p>◆園内研修支援 ・幼保支援アドバイザー等派遣:36回</p> <p>◆ブロック別研修支援(県内13ブロックで研修を実施) ・幼保支援アドバイザー等派遣:55回</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、園内研修支援が計画どおり進んでいない。</p>		<p>ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 80%以上(R1:62.6%)</p>
3	<p>基本研修(幼保・教セ)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 新採から管理職まで体系的に学ぶことができる基本研修に位置付けることで、研修内容の積み重ねを図る。</p>	<p>◇「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用を促進し、保育所保育指針・幼稚園教育要領に沿った具体的な指導方法の確立と普及を進める。 ◇保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化に努める。</p>			<p>研修後の以下のチェック項目がすべて3.2以上(4件法)</p> <p>【基礎～中堅ステージ】 ・保育者の環境の一部であることを認識し、子どもの手本となる言動をしている。 ・子どもの言動を否定的に捉えたり話したりしていない ・いつも温かく支持的なやり方で子どもに回答している。 ・園内の自然環境を整備したり、季節感のある遊びを取り入れたりしている。 ・支援を必要とする子どもの特性を理解し、一人一人に応じた関わりを心がけている。</p> <p>【管理職ステージ】 ・各職員が一人一人に応じた援助を適切に行えるよう、学び合いの場をつくっている。 ・一人一人の子どもの内面を理解し、必要に応じた援助が適切に実施されているか把握し、指導している。</p>

1 就学前教育の取組

令和2年度7月現在

1-③ 親育ち・子育て支援の充実

【取組の指針】

子どものよりよい育ちのために、保護者の子育て力の向上を図るための支援や研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
9	<p>親育ち支援啓発事業 (幼保支援課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者や保護者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため</p>	<p>◇保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p> <p>◆保育者研修の実施(園内研修支援) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:26回</p> <p>●保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:8回</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各園での保育者・保護者研修支援が計画どおり進んでいない。</p>	令和3年度の取組	<p>管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <p>・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R1:87.5%) ・親育ち支援研修計画の作成率 100% (R1:53.9%)</p>

2 小学校以降の学校教育の取組

令和2年度7月現在

2-① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

【取組の指針】  
 教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりと自尊感情を育むための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-1	<p>人権教育推進事業                      ・人権教育研究指定校事業                      (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】                      ・環境づくり(○)                      ・人権学習の充実(○)                      ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由                      人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。</p> <p>◆指定校5校(2年間指定)                      ・総合的な学習の時間における探究的な人権学習プログラムの作成・実践(3校)                      ・学校教育活動全体を通じた人権教育についての研究・実践(2校)</p> <p>・各研究指定校における取組の中心組織である研究推進委員会や職員会議、校内研修において、定期的、継続的に研究の方向性や学習指導案等についての訪問支援を各学期3~4回行うとともに、研究の推進に向けて支援を行っている。</p> <p>◆合同推進会議(7/22)                      ・研究2年目校の実践発表や、自尊感情の育成に関する講演、各校の取組の改善に関する協議を行い、人権教育の取組のさらなる充実と普及・啓発を図る。                      対象:研究指定校5校の管理職・人権教育主任・研究主任、人権が尊重された学校づくり支援事業フォローアップ対象教員、任意の参加教員</p>	<p>○各校が、研究テーマに基づいた校内研修や、日常の教科・人権学習、児童生徒への関わり等の指導充実に向けて、組織的に取り組むことができています。(環境・学習・感覚)</p> <p>○合同推進会議において、各校の研究や取組についての成果と課題を明確にし、よりよい取組にするための協議を行うことにより、研究校の取組の普及を図ることができた。</p> <p>●今後、コロナ禍における研修や研究発表時の環境設定について、研究校と検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度の取組</p>	<p>①人権教育に関する指導方法等の改善及び組織的な取組により、教科等における人権学習や人権が尊重された学校づくりの取組が推進されている。</p> <p>②人権課題に対する児童生徒の理解が深まり、自己肯定感、人権意識の高まりが見られる。</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
15	道徳教育実践充実プラン (小中学校課)	◇新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。また、道徳推進リーダーの活用や大学等の連携を通して、全ての学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図る。  ◆道徳教育拠点校事業 ・指定校10校(H30~R2の3年間指定) ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化を図る研究実践			全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳性(「自分にはよいところがあると思う」「学校のきまり(規則)を守っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思う」)に関する項目の肯定的な回答が前年度を上回る。
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)  ○位置付けの理由 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てる。				
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
17	ソーシャルスキルアップ事業(高等学校課)	◇より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した取り組みの推進。  ◆「仲間づくり合宿」 新入生がスムーズに高校生活を送ることができるよう宿泊研修や体験活動を実施。 ※宿泊研修は実施なし 学校内のオリエンテーションを実施  ◆学習記録ノート(キャリアノート) 教員と生徒が双方向でやり取りを行うことで、生徒のコミュニケーション能力等の向上を図るとともに、教職員の生徒の看取りのためのツールとして活用。 ・学習記録ノート実践校 28校			◇すべての県立学校において、よりよい対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。  ◇仲間づくり合宿等の実施 100% (R元:80%)  ◇県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」100% (R元:91.1% 1年生12月)  ◇学習記録ノート等を活用している学校 100%(R元:80%)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)  ○位置付けの理由 生徒の自尊感情、他者理解、人間関係調整力の向上を目指す				



No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
19	特別支援教育セミナー  <b>【人権教育上の3観点】</b> ・環境づくり( ○ ) ・人権学習の充実( ○ ) ・人権感覚の育成( ○ )  ○位置付けの理由 障害特性等を理解して、指導・支援を行うためには、環境、人権学習の充実、人権感覚の育成すべてに関わってくと考えられるため	◇インクルーシブ教育システムの構築に向け、発達障害等のある特別な支援が必要な児童生徒に対し、教員一人ひとりが障害特性等を理解して、指導・支援ができるよう、専門的な知識を習得させ、専門性の向上を図る。			○保育士及び教職員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援ができる。  ・研修事後の追跡調査 「特別支援教育の理念を理解して、積極的に関わろうとする教職員」の割合8割以上

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
20	いじめ防止対策総合推進事業 (人権教育・児童生徒課)	◇『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用 ◆『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した取組を進めるため、市町村教育長会、校長会を訪問し、プログラムの活用について依頼(～7月) ◆プログラムの活用に向けたリーフレットの作成・配布 ・プログラム本編及び概要版リーフレットを国公私立の各学校に配布(3月)  ◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した研修内容を掲載したDVDを作成・配付・活用 ・全小中高・特別支援学校に配布、活用について依頼(6月) ◆校内研修担当者への支援 ・研修会を開催し、人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員らが研修を実施できるよう支援  ◇スクールロイヤー活用事業【R2～】 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣  ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・新型コロナウイルスの感染による誹謗中傷の防止等について協議(7月) ◆いじめ問題調査委員会 ・該当の事案なし	○学校に対して『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用について、周知を図ることができた。 ●保護者や地域に向けた周知も、PTA研修等の機会に今後実施していく。 ○全ての学校に対し、教員数分のプログラムを配布することができた。 ●引き続き、新規採用教員に対してプログラムの配布を行う。  ○研修DVDを活用し、学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、ネット問題、人権課題に関する校内研修が充実している。 ●活用状況について把握し、活用が不十分なところについては再度依頼し徹底を図る。 ○人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員が主体となり研修を実施することができるようになっている。  ○スクールロイヤーが学校に対して法的側面から助言を行い、学校は対応力の向上につなげている。(7月末現在 相談7件、研修4件、授業3件) ●スクールロイヤー活用事業における対応事例の蓄積と、活用事例を学校に周知していく必要がある。  ○いじめ問題対策連絡協議会の開催により、新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷対策について検討することができた。 ●各関係機関・団体とのさらなる連携によるいじめ防止等のための取組につなげる必要がある。 ○いじめ問題調査委員会(調査審議中の事案なし)	令和3年度の取組	○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCAサイクルにより検証、改善が進められている。  ・学校が『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合:教職員 100%、保護者・地域 80%以上 ・「学校いじめ防止基本方針」をPDCAサイクルで検証し改善した学校の割合:小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% (R2.2月 小98.9% 中99.0% 高98.0% 特支85.7%)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
22	運動部活動指導員配置事業・保健体育課  【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成( )  ○位置付けの理由 部活動において、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築、生徒自身の自己肯定感の向上を図るなど、その教育的意義をより高めるため	◇各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。  ◆運動部活動指導員の配置 ・市町村立中学校(6市 2町 17校 39部 29名) ・県立中学校(4校 12部 7名) ・県立高等学校(18校 34部 34名)  ◆研修の実施(年2回) ・配置に係る研修(7/4・7/11・7/18) ・運動部活動課題解決研修会(11月予定)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標) 運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
24	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業 (人権教育・児童生徒課)  【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成( )  ○位置付けの理由 いじめや暴力行為などの未然防止・いじめ、不登校の問題を解消するための取組・課題解決のための関係機関との連携 他。	◇児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(SC)や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置して、相談支援体制の充実を図る。  ◆SC及びSSWの配置 全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 アウトリーチ型SCの配置:11市 配置人数 SC:86人 SSW:66人	○SC及びSSWの配置 おおむね計画どおりに配置ができた。	令和3年度の取組	○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校100%、中学校100%、高等学校100% ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校90%以上、中学校95%以上、高等学校100% (R2.2月:小学校 66.3%、中学校 75.7%、高等学校 63.9%)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
25	心の教育センター相談支援事業 (心の教育センター)  【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成( )  ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	◇高度な専門性を有するスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、いじめなど学校生活の悩みやトラブル、不登校、虐待、家庭における問題など、子どもたちが抱えるすべての教育課題に関する相談を一元的に受理し、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添う「ワンストップ&トータルな支援体制」を構築する。  ●心の教育センター相談活動の実施 ◆来所等相談、電話相談、メール相談等への対応 ・来所相談受理件数:199件、延べ件数:465件 ・電話相談:334件、メール相談:40件 ・こうち高校生LINE相談(第1期):相談対応件数118件(相談対応率99.2%) ・ケース検討会(毎週水曜日)11回実施 ◆日曜日開所、東部・西部相談室の開室 ・日曜日開所:13日開所、延べ件数:95件 ・東部相談室開室:7日開室、延べ件数:13件 ・西部相談室開室:7日開室、延べ件数:3件 ◆広報用チラシの配布 ・県内全児童生徒、教育委員会等 7,7000枚  ●教育支援センターの相談支援体制の強化 ◆教育支援センター訪問支援の実施 ・教育支援センター訪問支援18ヶ所(22ヶ所中) ・支援会、ケース検討会等の実施率83% ・Webによるブロック会議(1回、6機関参加)  ●関係機関との連携 ◆教育相談関係機関連絡協議会(毎年2回) ・第1回教育関係機関連絡協議会実施(7/17)	○日曜日開所での延べ相談件数が、月ごとに増加している。東部相談室は、相談、支援会等一定のニーズがある。  ●実用的、機能的施設が完成し、8月から高知市大原町での業務がスタートする。より多くの相談ニーズに対応するため、継続的な広報活動に取り組んでいく必要がある。 →広報用チラシを作成し、全児童生徒、関係機関に配付する。  ●西部相談室の相談が少なく、今後も周知が必要である。 →西部地域での校長会や各校での支援会等、あらゆる機会を通じて、活用の働き掛けをする。  ●第1回の教育支援センター連絡協議会が新型コロナウイルス感染症対策により中止となった。新しい生活様式を踏まえ、Webを活用した教育支援センター支援等を検討する必要がある。 →遠隔地の場合など、Webによる訪問支援を提案し、現段階から、機器設定等、指導主事を派遣し支援を行う。  ○関係機関相互の連携は確実に進んでいる。	令和3年度の取組	◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。  ・県内全児童生徒、教育委員会等に広報チラシ、カードを配布、学校、教育委員会等を訪問し当センターの広報を行う。  ・日曜日開所及び東部・西部地域での相談対応率:100%  ・日曜日開所における相談対応件数:1日(SC2名体制)あたり8件(年42日×8件=336件)  ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 85%(R元年度72.7%)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
27	校内支援会サポート事業 (心の教育センター)	◇生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的に実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援が充実するよう支援する。	○昨年度から継続重点支援校では、ケースの優先順位やケースを絞っての支援会が行われるようになった。また、学校の教職員と学校配置のSCで見立てに基づいた支援を行い、当センター指導主事、SCが参加したときに自分たちの見立て、支援を確認する学校も出てきた。		○校内支援会において、SC等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成( )  ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	●重点支援校への支援 ◆重点支援校の指定【R2~】 ・重点支援校15校指定 ◆心の教育センター指導主事、スクールカウンセラー(以下、SC)等の支援訪問 ・重点支援校支援訪問20回(年間60回) ・ケース数76ケース(内訳:不登校18、行動51、学習面5、複合要因2) ・重点支援校における支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が検討された割合76%	●上記のようなSC等の見立てに基づいた組織的な支援となっている学校と、ケース数が多く情報共有のみで終わる学校がある。今後も支援会の質を高める必要がある。 →支援訪問以外に、指導主事が、支援会の進め方、ケースの精選(優先順位等)について、電話、訪問等で支援を行う。		・重点支援校における支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が検討された割合 80%(R元年度78%)
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
53	不登校担当教員配置校サポート事業 (人権教育・児童生徒課)	◇不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。	○年度当初に全配置校を訪問し、担当教員の役割を徹底するとともに、現状と取組の計画について確認した。 ●不登校担当教員によって、初期対応と個別支援の充実を図ろうと取組を進めているが、教職員での共有や校内支援会の進め方について、課題が見られる学校もあるため、1期末の各学校の分析状況に対する指導助言を市町村教育委員会に行い、適宜支援訪問を実施する必要がある。		○全ての小・中学校において、不登校担当教員(者)が位置づけられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・不登校担当教員の配置校の中で、不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合:100%
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成(○)  ○位置付けの理由 不登校に対する未然防止・早期対応・自立支援を組織的に推進することで、全ての児童生徒に対する教育機会を保障するため。	◆不登校担当教員(者)の配置(20校) ◆配置市町村訪問(各3回) ◆配置校訪問(各2回) ◆スキルアップ研修(1回)			

## 2-② 教育内容の創造

## 【取組の指針】

人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容、子どもが自らの進路を切り拓くための教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-2	<p>人権教育推進事業 ・人権教育主任連絡協議会等 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇児童生徒の人権意識を向上するために、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。 (内容) ・学校教育指導資料「Let's feelじんけん」を活用し、児童生徒の育てたい資質・能力(3側面)や、教科等における人権学習等についての確認 ・PDCAサイクルを用いた校内の取組等についての協議、個別の人権課題についての研修等を行い、人権教育主任の知的理解や人権教育の取組の推進を図る。</p> <p>◆人権教育主任連絡協議会(5月)の中止のため、県内各学校にPDCAサイクルによる人権教育の取組や、コロナウイルス感染症に関する誹謗・中傷・差別に対するメッセージを送付し、人権が尊重された学校づくりに向けた取組を求めた。</p> <p>◆人権教育主任研修会(オンライン研修)</p> <p>・県民に身近な人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合 ・中学校区 R1:100% ・高等学校 R1:75.5%</p>	<p>●人権教育の組織的な取組についての周知はできたが、今後も集合研修は実施困難のため、オンデマンド研修に変更し、内容の精選や工夫を行う必要がある。</p>		<p>①人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルにより、人権教育を組織的・計画的に推進している。</p> <p>②人権教育全体計画・年間指導計画に沿って人権学習が、組織的に取り組まれ、児童生徒の人権意識が向上している。</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
28	防災教育推進事業	◇防災教育研修会の開催や実践的防災教育推進事業のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、県内において、子どもたちに安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進する。  ◇「高知県高校生津波サミット」の取組を通して、実践校の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。  ◆防災教育研修会の実施(Web開催8/4～:学校悉皆) ◆実践的防災教育推進事業(5市町村8拠点校)取組開始 ◆「高知県高校生津波サミット」の実施方法を修正	○防災教育研修会をWeb開催とすることにより、各学校において防災教育を牽引する学校安全担当教員をはじめ、より多くの教職員が研修を受けられる機会を設定することができた。  ●「高知県高校生津波サミット」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、県版サミットの今年度の開催を中止とし、令和3年度開催までの実践校の取組期間を確保することとした。年度をまたぐ取組となるため、実践校の高校生が主体的な防災活動を展開できるよう、重点的に指導支援をしていく必要がある。	令和3年度の取組	発達段階に応じて設定した、子どもたちが自らの命を守るために必要な知識・技能を身に付け、それを確認できる授業や訓練が実施されている公立学校の割合 100%
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり( ) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成( )  ○位置付けの理由 子どもたちが自他の生命尊重を基盤として、安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進することが重要であるため。				
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
29	キャリア教育・就労支援推進事業(特別支援教育課)	◇特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携・協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。 ・キャリア教育スーパーバイザーを配置し、各特別支援学校における取組を支援 ・就職アドバイザーが企業等を訪問し、現場実習や就労先を開拓 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の設置(協力企業等の登録を制度化) ・高知県特別支援学校技能検定の実施 ◆知的特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):29.5%(全国平均:34.0%) ◆公立特別支援学校就職希望者の就職率:92.7%(R2.4月)	○「特別支援学校就職サポート隊こうち」の設置に関して労働局に説明し、後援を受けることが決定。 ●新型コロナウイルスの影響により、技能検定の実施や企業を交えた会議の実施等、多くの事業内容について年度当初の計画を変更しなければならない状況となっており、事業を実施するうえで必要な取組が滞らないための日程等の再調整や代替の取組を検討、実施することが必要となっている。	令和3年度の取組	○特別支援学校児童生徒の一人一人の実態や進路希望に応じたキャリア教育や進路指導が実施されている。 ・知的特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率:100%(H31.3月 97.7%)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成( )  ○位置付けの理由 特別支援学校の児童生徒が将来に社会的・職業的自立することを保障するための事業				

2 小学校以降の学校教育の取組

令和2年度7月現在

2-③ 教職員研修の充実

【取組の指針】  
人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題についての教職員の認識を深めるとともに、自己の人権感覚や指導力を高めるための研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-3	<p>人権教育推進事業 ・人権学習学校支援事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりに関する組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇各学校が行う校内研修や、市町村教育委員会が主催する集合研修において、指導主事を派遣し、個別の人権課題等の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。</p> <p>◆講師派遣 7回 7月末現在 内訳: 同和問題: 2、子ども1、障害者: 1、性的指向・性自認: 2、人権全般: 1</p> <p>◆いじめ、虐待、不登校、ネット問題に関する校内研修用データを公立学校に配付し、活用を促した。</p>	<p>○個別の人権課題についての校内研修を実施することにより、教員の知的理解を図っている。</p> <p>○人権教育主任と生徒指導主事が中心となって、校内研修を実施できるように支援を行うことにより、いじめの基本的な認識とネットの問題については一定の共通理解が進んでいる。</p> <p>●研修後の人権学習の教材づくりや授業研究等につなげ、県全体に人権学習の充実を図る必要がある。</p>	令和3年度の取組	<p>①県民に身近な人権課題等についての校内研修を実施することにより、教職員の認識が深まり、人権学習の系統的な取組が年間指導計画に沿って実施できている。</p> <p>②校内の人権教育推進委員会で研修を企画し、人権教育主任等が研修講師を務めたり、教員が校内で教材開発を行ったりする等、組織的な取組の充実が図られている。</p>
31	<p>管理職等育成プログラム (教育センター)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 自校の人権教育推進上の課題を把握し、自校の教育活動に生かす。</p>	<p>◇人権尊重の社会実現のための学校教育の役割を再確認するとともに、管理職として自校の人権教育推進上の課題を見つけ、教育活動に生かすための力量を養う。</p> <p>実施計画予定 「人権が大切にされる学校づくりに向けて」 ・研修日程 11月10日 ・受講者数 40名</p>	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	<p>管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。</p> <p>受講後アンケート「職務を遂行するうえで役立つ内容であった」の項目3.5以上(4件法)</p>



No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
32	若年教員育成プログラム	<p>◇人権が尊重された学級経営や生徒指導、学習指導の充実を図るため、不登校問題を軸に据えた人権教育の基本を学び、人権教育を通じて育成する資質・能力の理解に向けた講義・演習を実施する。</p> <p>◆初任者研修(9月実施予定) 7年経験者研修(6月30日実施)</p>	※7年経験者研修ではオンデマンドにて実施のため成果と課題は今後となる。		子どもと積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができるとともに、子どもの自己肯定感を高め、相互に認め合い高め合える集団づくりに取り組んでいる。 (3年経験者自己評価票〈学級・HR経営力①②〉学校長評価平均値3.0以上)
	<p>【人権教育上の3観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境づくり(○)</li> <li>・人権学習の充実(○)</li> <li>・人権感覚の育成(○)</li> </ul> <p>○位置付けの理由 教員として必要な人権感覚を身に付けるとともに、子どもが自らや他者を大切に、認め合える学級経営の実現を目指す。</p>				
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
33	中堅教諭等資質向上研修	<p>◇人権尊重の理念に根ざし、配慮を要する児童生徒理解を図るとともに、学級・ホームルーム経営の充実につながる講義・演習を実施することで、中堅期の教員として求められる人権感覚の向上を目指す。</p> <p>◆共通課題研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月実施予定</li> <li>・受講予定者数:100名</li> </ul> <p>◆選択研修</p> <p>人権教育・学級経営・特別支援教育等に関する知識理解を深めるとともに、9年間の教育実践を振り返り明らかになった自己課題等について主体的に研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育セミナー」「人権教育実践スキルアップ講座」等を受講者に推奨</li> </ul>			受講者アンケート「人権感覚が高まり、今後の教育活動に生かせる内容でしたか」評価平均3.0以上(4件法)
	<p>【人権教育上の3観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境づくり(○)</li> <li>・人権学習の充実(○)</li> <li>・人権感覚の育成(○)</li> </ul> <p>○位置付けの理由 人権教育推進につながる資質や人権感覚の向上を目指す。</p>				

2 小学校以降の学校教育の取組

令和2年度7月現在

2-④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

【取組の指針】  
教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、PDCAサイクルに基づいた点検・評価を定期的に行い、地域学校協働本部等の活動などを通して地域との連携・協働を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
34	<p>生徒指導主事会(担当者会) (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 県内すべての生徒指導担当者、生徒指導主事対象に、問題行動等の未然防止の取組に重点をおいた開発的・予防的な生徒指導の推進等についての研修の実施。</p>	<p>◇生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。</p> <p>◆研修会(5月)中止のため、県内各学校に開発的・予防的な生徒指導、特に安心安全な学校づくりを組織的に展開し、地区別生徒指導主事会(11月)で報告することを求めた。</p>	<p>●開発的・予防的な生徒指導の組織的な展開について周知はできたが、11月に予定されている地区別の研修会も集合研修は難しいため、オンデマンド研修の内容の工夫が求められる。</p>		<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合:小中高100% ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合:小中高40%以上(R2.2月:小学校:26.5%、中学校:28.3%、高等学校:19.6%) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCAサイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合:小中高35%以上(R2.2月:小学校:12.9%、中学校:18.9%、高等学校:11.8%)</p>

3 社会教育の取組

令和2年度7月現在

3-① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

【取組の指針】

研修や体験活動、交流活動等様々な機会を通して、保護者が人権感覚を高めるための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-4	<p>人権教育推進事業 PTA人権教育研修への支援 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 PTAが人権尊重の理念 や人権課題に関する知識 や人権感覚を向上する環 境をつくるため。</p>	<p>◇PTA人権教育研修への支援 PTA会員等が、喫緊の人権課題や社会の変 化に伴う新たな人権課題に対する理解と認識を 深めることをめざし、PTAが実施する人権教育 研修会等を支援することで、地域ぐるみで子ども を見守る体制づくりにつなげる。</p> <p>◆研修の実施 7月末現在 ・1校(性的指向・性自認) ・8月以降予定5校(ネット2、性的指向・性自認 1、子育て1、人権全般1) (参考)H29:27校、H30:20校、R1:6校</p>	<p>●コロナ禍における研修の依頼が少ない。PTAのニー ズに合う研修テーマや内容についての準備や広報を充 実させる必要がある。</p>	令和3年度の取組	<p>各学校やPTA等において、人権 尊重の理念や個別の人権課題 に関する研修を実施することで、 大人の人権感覚が高まってい る。</p> <p>・人権教育・児童生徒課による支 援 PTA:15校以上</p>

3 社会教育の取組

令和2年度7月現在

3-2 ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

【取組の指針】

地域やPTAの活動と連携し、住民のニーズに応じた人権に関する学習の機会や、若者の就学や就労に向けた取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-5	<p>人権教育推進事業 高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇高知県人権施策基本方針―第2次改定版―の基本理念に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進するため、他県の実践報告や県と市町村の情報交流などを通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。</p> <p>◆第1回 中止 PDCAサイクルシートの作成を要請</p> <p>◆第2回 1月開催予定</p>	<p>●今後、コロナ禍における研修の実施方法について、関係部署と検討する必要がある。</p>	令和3年度の取組	<p>・市町村の担当者が、人権教育・啓発の事業や取組について企画・運営し、取組の充実を図っている。</p> <p>・市町村の担当者が、人権尊重の理念や個別の人権課題についての知識や人権感覚を醸成する研修を企画・運営することができる。</p>
43	<p>若者の学びなおしと自立支援事業 (生涯学習課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成( )</p> <p>○位置付けの理由 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり傾向にある若者に対し、修学や就労に向けた支援を行う。</p>	<p>◇中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者やニートやひきこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」を中核とした修学・就労支援を行うことで、若者の学びなおしと社会的自立を促進する。</p> <p>◆若者サポートステーションによる支援 ・R2年度支援実績(6月末) 新規登録者数71名(83名:R元年度6月末) 在籍登録者数276名(334名:R元年度6月末) 進路決定者数62名(70名:R元年度6月末)</p> <p>◆支援体制の周知 ・地区別連絡会、高等学校担当者会6地区実施183名(6月) ・公立中学校へのチラシ配付(4月) ・県立高等学校への「はばたけネット」資料配付(教務主任会4月・学校長会5月)</p> <p>◆多様な若者の状況に応じた支援の充実 ・若者自立支援セミナー、相談会の実施(7月) 講演76名 基礎講座46名</p> <p>◆市町村教育委員会への中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認 6月(R2. 6月状況確認)11市町23名(私学除く)</p>	<p>○昨年度と比較して、関係機関の参加者が地区別連絡会は62名、若者自立支援セミナーは28名増加しており、事業及び各サポートステーションの取組の周知や、支援関係者の資質向上が進んでいる。</p> <p>●支援に結びついていない社会的自立に困難を抱える若者を若者サポートステーションなど関係機関につなげる必要があるが、学校や職場を離れた若者の把握が困難である。</p>	令和3年度の取組	<p>○社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している</p> <p>・若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度)40%以上</p>

3 社会教育の取組

令和2年度7月現在

3-③ 指導者等の養成

【取組の指針】  
市町村における社会教育担当者の企画・運営力が高まる研修や、市町村間のネットワークの充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-6	<p>人権教育推進事業 ・社会教育主事等研修 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇外部講師による事例研修を中心に、専門的知識の向上及び研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当職員の資質向上を図る。</p> <p>◆講演・演習 8月18日実施予定 外国人の人権「ヘイトスピーチ」に関する研修</p>			<p>・市町村の人権教育・啓発及び社会教育担当者等が、人権尊重のまちづくりを推進するために、専門的知識を身に付けるとともに、研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当者の資質向上を図る。</p>

3 社会教育の取組

令和2年度7月現在

4 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

【取組の指針】  
就学前教育、学校教育、社会教育が連携し、ともに子どもを育成するという視点に立ち、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
52	<p>高等学校における特別支援教育の推進(特別支援教育課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実( ) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 障害等の有無に関わらずすべての生徒が地域社会の中で円滑に学びつつ、卒業後に社会的・職業的に自立することを保障するための事業</p>	<p>◇発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保証と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 70.6%(R1.5月) ・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1名以上作成済みの高等学校 61.5%(R1.5月)</p>	<p>○通級による指導実施校間の情報共有に遠隔教育システムを活用したことで、新型コロナウイルスの影響下にあっても、実施校間の情報共有、協議の機会が確実に増えている。</p> <p>●高等学校全体を対象とした研修会については、集合研修が実施できず、講話のオンデマンド配信としたために、各学校が実践等を共有し、課題解消に向けた協議等の機会を確保できていない。</p>	令和3年度の取組	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 100%</p> <p>・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1名以上作成済みの高等学校 100%</p>